

業務委託契約書(案)

【令和8年度うるま市利用申込型子どもの居場所事業(地区)】

令和8年度

うるま市

(概算契約)

委託契約書 (案)

1. 委託業務名 令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（地区）

2. 契約金額 委託業務の実施に要した経費の額。
金円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は円）を上限とし、契約条項第5条第1項に規定する通知書に記載された額とする。但し、上記に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4. 履行場所 ①うるま市石川地区（伊波中学校、石川中学校 校区内）
②うるま市与那城・勝連地区
(与勝中学校、与勝第二中学校、彩橋中学校)

5. 契約保証金 うるま市契約規則第6条に基づき設定する。

上記契約について、うるま市長 中村正人（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、対等な立場における合意に基づき、次に定める契約条項並びに特記仕様書による委託契約を締結する。

本契約の証として本通2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

契 約 条 項

(適用)

第1条 この条項は、頭書の事業に係る委託契約に適用するものとし、当事者は信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

(目的)

第2条 甲は、乙に対し令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）（以下「本事業」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託するものとする。

(本事業の実施方法等)

第3条 乙は、本事業の実施について、別記「令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）仕様書」（以下「本事業仕様書」という。）に基づき行うものとする。

- 2 乙は、本事業仕様書に定めのない事項について、甲と協議を行い、本事業を実施するものとする。
- 3 乙は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認をうけるものとする。
- 4 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。
- 5 乙は、適正な本事業を実施するため、毎月の進捗状況について月次報告書（様式第1号）に基づき、翌月10日又は3月末のどちらか早期に到来する期限までに甲へ報告しなければならない。

(業務着手届及び業務完了の提出等)

第4条 乙は、本事業に着手したときは、業務着手届（様式第2号）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、本事業が完了したときは、速やかに業務完了届（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）に本事業に係った経費等の執行状況をまとめた書類を添付し、甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の業務完了届、実績報告書及び本事業に係った経費等の執行状況をまとめた書類の提出があったときは、10日以内又は3月末のどちらか早期に到来する期限までに、本事業の内容に適合するか確認しなければならない。

(契約金額の確定等)

第5条 甲は、前条第3項において、実績報告書及び本事業に係った経費等の執行状況をまとめた書類の内容を確認し、適合すると認めた場合、令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）委託料確定通知書（様式第5号）（以下「確定通知書」という。）を通知しなければならない。また、甲が本事業への適合が認められないと判断する

場合は、甲は期日を定めて、乙に補正命ずる。乙は、甲の指定する日までに補正して提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 前項の確定額は、本事業の実施に要する経費に係る適正な支出額と契約金額上限額とのいずれか低い額とする。
- 3 頭書の契約金額は、第1項の確定通知書により決定し変更契約を要しない。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の通知を受けた場合、令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）精算払請求書（様式第6号）（以下「精算払請求書」という。）を甲に対し提出することができる。

- 2 甲は、前項の精算払請求書の提出があった場合、精算払請求書を受理した日から30日以内に、乙に対し精算払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本事業完了前に本事業の実施に経費を要する場合、乙は令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）概算払請求書（様式第7号）に概算払請求内訳書（様式第8号）を添付し提出するものとする。
- 4 甲が、前項に規定する請求が適当であると判断した場合、乙は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として、概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、契約額（上限額）の9割を限度として概算払いを行うことができる。

(委託料差額の返還又は支払)

第7条 乙が前条第4項の規定により概算払いを受領し、概算払いの合計額が第5条第1項に規定する確定通知書の額を超えている場合、乙は、30日以内に超過した額を甲に返還しなければならない。

- 2 乙が前条第4項の規定により概算払いを受領し、概算払いの合計額が第5条第1項に規定する確定通知書の額に満たない場合、甲は、30日以内に不足している額を乙に支払わなければならない。
- 3 甲又は乙は、第1項又は第2項に規定する委託料の返還又は支払いがされない場合、遅延利息金を付す旨及び期日を定め催告するものとする。

(遅延利息金)

第8条 前条第3項に規定する期日までに甲又は乙が委託料の返還又は支払いがされない場合、期間満了日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、当該未払金に対し、政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）（以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した金額を委託料の返還または支払金額に加算し、相手に支払わなければならない。

(委託料の流用)

第9条 乙は、委託事業を効果的に処理するため、別紙の委託料内訳書で規定された経費区分を変更する必要が生じたときは、甲の承認を受けてその変更をすることができる。ただし、別紙の委託料内訳書で規定された各経費区分の経費の10%を合算した額以内の変更はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が本事業の一部を第三者に再委託する場合、甲に対し次に掲げる申請を行い、甲の書面による承諾を得たときは、再委託することができる。

- (1) 再委託申請書
 - (2) 再委託先の組織体制図
 - (3) 乙と再委託先の委託契約書
 - (4) その他甲が必要と認める書類
- 2 乙が、前項ただし書に基づき、本事業の一部を再委託する場合、本契約と同等の義務を再委託先に課すものとし、乙は再委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。
 - 3 乙は、第1項のただし書により本事業を他に委託又は請け負わせた場合、委託を受けた者が、その委託を受けた者の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第11条 業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被ったときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 業務の実施において、甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被ったときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができる。

(業務の改善命令)

第12条 甲は、乙が本事業を実施するにあたり、本事業仕様書に照らし運営管理に不適当な行為があったと認められる場合、乙に対し業務を改善するよう命ずることができる。

(守秘義務)

- 第13条 乙は、本事業を実施するにあたり、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、前項の規定を本事業に従事する者に遵守させるものとする。また本契約解除及び本契約期間満了後も同様とする。

(個人情報の保護)

- 第14条 乙は、本事業の実施するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、乙に次に掲げる事由が生じた場合、催告を要さず契約の変更又は解除をすることができる。

- (1) 第12条の命令があったにも関わらず業務の改善が認められないとき
- (2) 乙が第13条又は14条の規定を遵守せず、重大な情報漏えいがおこったとき
- (3) 乙が会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の適用を受けたとき
- (4) 本契約締結後の事情の変化により、本事業を実施する理由が無くなったとき
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (6) その他重大な契約違反があったとき

(概算払金及び委託料の返納等)

- 第16条 甲は、乙に前条第1項各号に掲げる事由が生じた場合、第6条第4項に規定する概算払金又は委託料の全部若しくは一部の交付の停止並びに返納させることができる。
- 2 甲は、乙が前項に基づく第6条第4項に規定する概算払金又は委託料の全部又は一部の返納をしない場合、遅延利息金を付す旨及び期日を定め催告するものとする。
- 3 第8条の規定は、前項に規定する遅延利息金について準用する。

(帳簿等の整備)

- 第17条 乙は、本事業について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、全ての証拠書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、本事業に従事した時間を明らかにするため、本事業に従事する者の出勤状況を証明するに足りる帳簿等を整備しなければならない。
- 3 乙は、前2項の帳簿等を本事業完了日の属する年度の終了後5年間、閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(現地調査及び事業評価等)

第18条 甲は、本事業の実施状況の調査及び本事業完了時の金額の確定等のために必要と認めるときは、乙に対し必要な情報を報告させ、乙の事務所等において本事業に関する帳簿類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 甲は、本事業の実施状況について、年度末までに事業評価を行う。

(故意または重過失による過払いがある場合の措置)

第19条 甲は、乙の故意又は重過失により委託料の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の調査を行うことができる。

2 前項の規定に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は、重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の請求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条1項の規定に基づく割合により計算した利息を付すことができる。

(著作権等の帰属)

第20条 本事業の実施から発生する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、原則として甲に帰属するものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(保証)

第21条 乙は、本事業の実施について、第三者の著作権、又はその他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(契約書の変更、解釈等)

第22条 本契約の規定について解釈上疑義が生じた、又は契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の所管に専属する。

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

所 在 地

名 称

代表者名

令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）

月次報告書　　月分

表題の件につきまして、契約条項第3条第5項の規定に基づき、別紙のとおり報告致します。

記

1 月次報告書（　　年　　月分）

2 令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）委託料執行状況表

様式第2号（第4条関係）

業務着手届

年 月 日

うるま市長 様

所在地
受託者 法人名
代表者

次のとおりお届けします。

1. 委託業務名

2. 概算契約における上限額 ￥

3. 契約年月日 年 月 日

4. 履行期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

5. 着手日 年 月 日

業務完了届

年 月 日

うるま市長 様

所在地
受託者 法人名
代表者

次のとおりお届けします。

1. 委託業務名

2. 支出金額 ¥

3. 契約年月日 年 月 日

4. 履行期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

5. 完了年月日 年 月 日

様式第4号（第4条関係）

年　月　日

実績報告書

うるま市長　　様

所在地
受託者　法人名
代表者

次のとおりお届けします。

1. 委託業務名

2. 委託料の執行状況　　概算契約における上限額　　¥　　—

支 出 金 額　　¥　　—

概算受入済額　　¥　　—

3. 契約年月日　　年　月　日

年　月　日から

4. 履行期間

年　月　日まで

5. 完了年月日　　年　月　日

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月
日

様

うるま市長 印

令和8年度うるま市利用申込型子どもの居場所事業（　　地区）委託料確定通知書

年　　月　　日付けで締結しました令和8年度うるま市利用申込型子どもの居場所事業
(　　地区)につきまして、　　年　　月　　日付け提出の実績報告書に基づき、事業内容
及び執行状況等を確認した結果、適正と認め、下記のとおり委託料を確定しましたので通知
致します。

記

委託料確定額 円

概算契約における上限額 円

概算払額（既払額） 円

精算額 円

様式第6号（第6条関係）

年　月　日

うるま市長　　様

所在 地

受託者 法人名

代表者

令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）

精算払請求書

年　月　日付けで委託契約した令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）の委託料について、下記のとおり精算払いを受けたいので、契約条項第6条第1項の規定に基づき請求します。

請求金額　　金　　円

委託料確定額 (A)	概算受入済額 (B)	請求額 (A-B)
円	円	円

【振込口座】

金融機関名		支店名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

発行責任者：

電話番号　：

担当者　：

電話番号　：

様式第7号（第6条関係）

年　月　日

うるま市長　　様

所在 地

受託者 法人名
代表者

令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）
概算払請求書

年　月　日付で委託契約した令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業
(　　地区)の委託料について、下記のとおり概算払いを受けたいので、契約条項第6条第3項
の規定に基づき請求します。

記

1. 事業名：令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（　　地区）

2. 実施場所：うるま市内

3. 請求金額：　　円（税込）

4. 概算払いを必要とする理由

--	--	--	--

5. 振込先金融機関名等

金融機関名		支 店 名	
口座の種類		口 座 番 号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※この請求書には、別紙で「概算払請求内訳書」を作成し添付すること。

（この請求書の提出時期：協議後、概算払をうけることを希望するとき。）

発行責任者：

電話番号　：

担当者　：

電話番号　：

様式第8号（第6条関係）

概算払請求内訳書

- 令和8年度うるま市利用申込型こどもの居場所事業（地区）

I 直接人件費				
名称	委託金		概算請求分（回目）	
①人件費（常勤）				
②人件費（非常勤）				
③通勤手当				
④社会保険・厚生年金保険料				
⑤子ども・子育て拠出金				
⑥諸謝金				
計				
II 直接経費				
名称	委託金		概算請求分（回目）	
①旅費				
②活動費				
③消耗品費				
④通信運搬費				
⑤光熱水料				
⑥借料及び損料				
⑦保険料				
⑧印刷製本費				
⑨雑役務費				
⑩燃料費				
⑪食糧費				
計				
III 一般管理費				
名称	委託金		概算請求分（回目）	
① 一般管理費【（直接人件費 +直接経費）×10%以内】				
計				
IV 消費税				
名称	委託金		概算請求分（回目）	
①消費税（（I+II+III）× %）				
計				
合計				

- 回目 上記金額を概算請求致します。

1	概算請求額	
2	概算請求後の上限額の残額	
3	概算払支払割合	

所在地

法人名

代表者

別記

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 受託者は（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報保護委員会が示す個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の指針、うるま市（以下「甲」という。）の定めるうるま市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本委託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、本委託業務の実施に当たって、個人情報の取扱に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第4条 乙は、個人情報を安全に管理するため、内部における管理体制を整備し、その体制を維持しなければならない。

- 2 乙は前項の管理体制を整備するため、個人情報の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者（以下「業務責任者等」という。）を定めるものとする。
- 3 業務責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第5条 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を定め、書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 乙は、業務責任者等を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第6条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならぬ。
- 3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、業務責任者等に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

- 第7条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上に努め、特記仕様書に記載されている遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項についての教育及び研修を、業務責任者等に対して実施しなければならない。

(秘密の保持)

- 第8条 乙は、本委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本委託業務の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。
- 2 受託者は、本委託業務に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、甲に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

- 第9条 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(収集の制限)

- 第10条 乙は、本委託業務のために個人情報を収集するときは、本委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の受渡し)

第12条 乙は、甲と乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(複製の禁止)

第13条 乙は、本委託業務を履行するために甲から提供を受けた資料であって 個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（本委託業務を履行する過程で作成したもの）を複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第14条 乙は、本委託業務を完了したときは、本委託業務の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、乙が使用した機器内に存する個人情報その他の甲に関する情報（以下「乙の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他乙の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、情報消去等をする乙の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により甲に通知し、その承諾を得なければならない。
- 4 乙は、情報消去等に際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 乙は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した乙の機器内の個人情報等の内容を、書面により、甲に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第15条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならぬ。

(監査及び検査)

第16条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の履行に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第17条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれがある事案が発覚した場合（以下「事故等」という。）は、その事故等の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第18条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合又は履行されないと認められた場合は、特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。